

案

双葉町 復興まちづくり長期ビジョン 中間報告



平成 26 年 10 月
双葉町復興推進委員会

双葉町復興まちづくり長期ビジョン中間報告にあたって

双葉町復興推進委員会において審議を重ねてきた、「復興まちづくり長期ビジョン」の中間報告がまとまりました。

昨年10月に設置された双葉町復興推進委員会では、2つの課題について審議することとし、まず第1期は、避難生活の長期化が見込まれる中で、早急に着手しなければならない、避難生活の改善と避難先における生活再建の実現について、①町民のきずなの維持・発展、②双葉町外拠点におけるコミュニティ形成、③町民一人一人の生活再建、の3つの観点からまとめ、本年2月に「双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づき当面強化していくべき取組」として、提言書を町長へ提出しました。これは、早速、本年度からの予算に反映されています。

本年4月からは、第2期の課題として、「復興まちづくり長期ビジョン」について審議を行ってきました。これは大変難しい審議でした。

長期化する避難生活は見通しが立たず、一方で新たな課題が発生し、その対応に追われる日々を送っている委員も多く、当分戻れない状況の中で、その先の町の将来像を語ることはそもそも無理難題と言われても仕方のないことでした。

しかし、一方で、いつか帰る日が来た時の「わが町」、将来、子供たちが戻る時の「わが町」がどのような町であって欲しいかを考えることは必要なことだ、将来町が復興するためには、今のうちに計画しておく必要がある、という意見もありました。

こうした委員それぞれの町の復興に対する思いが交錯する中で、理想とする双葉町の将来の姿を未来の双葉町を担う人たちに託すため、この議論を進めていくこととしました。

審議は、24人の町民代表の委員一人一人が町の将来についての意見を自由に語り合うことができるよう、3回にわたって、少人数グループによる座談会（ワークショップ）形式で行いました。各委員からは、議論しにくい中、さまざまなアイデアを提案していただき、感謝しています。各委員から出された数多くの意見・アイデアをもとにとりまとめたものが、この「双葉町復興まちづくり長期ビジョン 中間報告」です。

これは、あくまで「中間報告」です。この中間報告については、町民の皆さんからのご意見・ご提案を加えて、さらに審議を重ね、その上で、町民が理想とする町の将来像を「双葉町復興まちづくり長期ビジョン 最終報告」としてとりまとめることとしております。中間報告の提出に際し、町長には、町民の皆さんへこの中間報告を配布し、町民の皆さんの意見を公募し、委員会へ報告されるようお願いしております。ぜひこの中間報告をお読みになったご意見・ご感想をお聞かせください。

双葉町復興推進委員会 委員長 間野 博

目 次

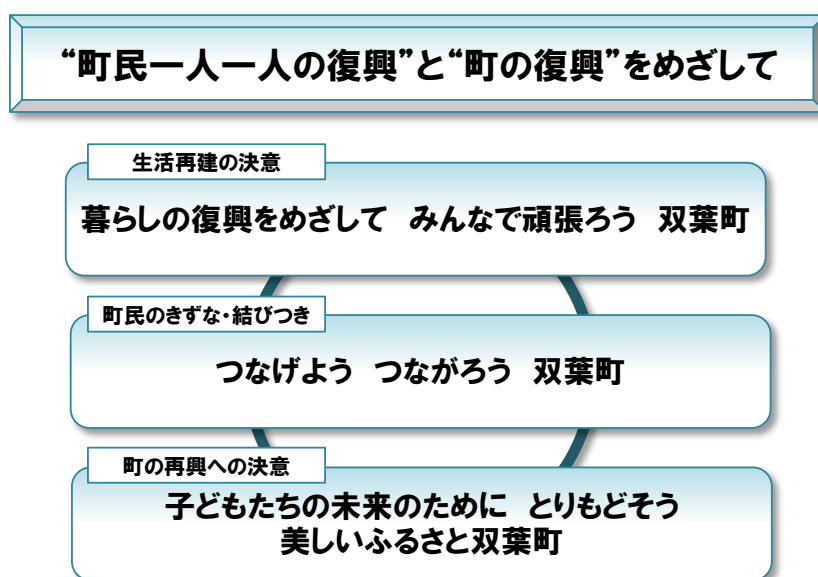
I 復興まちづくり長期ビジョンの策定にあたって	1
(1) 策定の意義	1
(2) 双葉町の復興を巡る厳しい現実	3
(3) 復興まちづくり長期ビジョンの策定過程	4
(4) 復興まちづくり長期ビジョンの対象範囲	5
II 復興まちづくりの考え方	6
1. 帰還・復興に向けた考え方	6
2. 復興まちづくりの目標・基本方針	7
(1) 復興まちづくりの目標	7
(2) 復興まちづくりの基本方針	9
III 復興まちづくりに向けた取組	11
1. 復興まちづくりの進め方	11
(1) 基本的な考え方	11
(2) 復興まちづくりの進め方イメージ	13
2. 町外での取組	15
3. 町内での取組	21
(1) 町内復興拠点の配置の考え方	21
(2) 双葉町復興まちづくりイメージ図	23
(3) 町内復興拠点の段階的な整備イメージ図	25
(4) 町内復興拠点の各ゾーンの整備の方向性	27
(5) 町内復興まちづくりの段階ごとの取組	31
IV 今後の長期ビジョン策定の進め方	39
（参考資料）	40

I 復興まちづくり長期ビジョンの策定にあたって

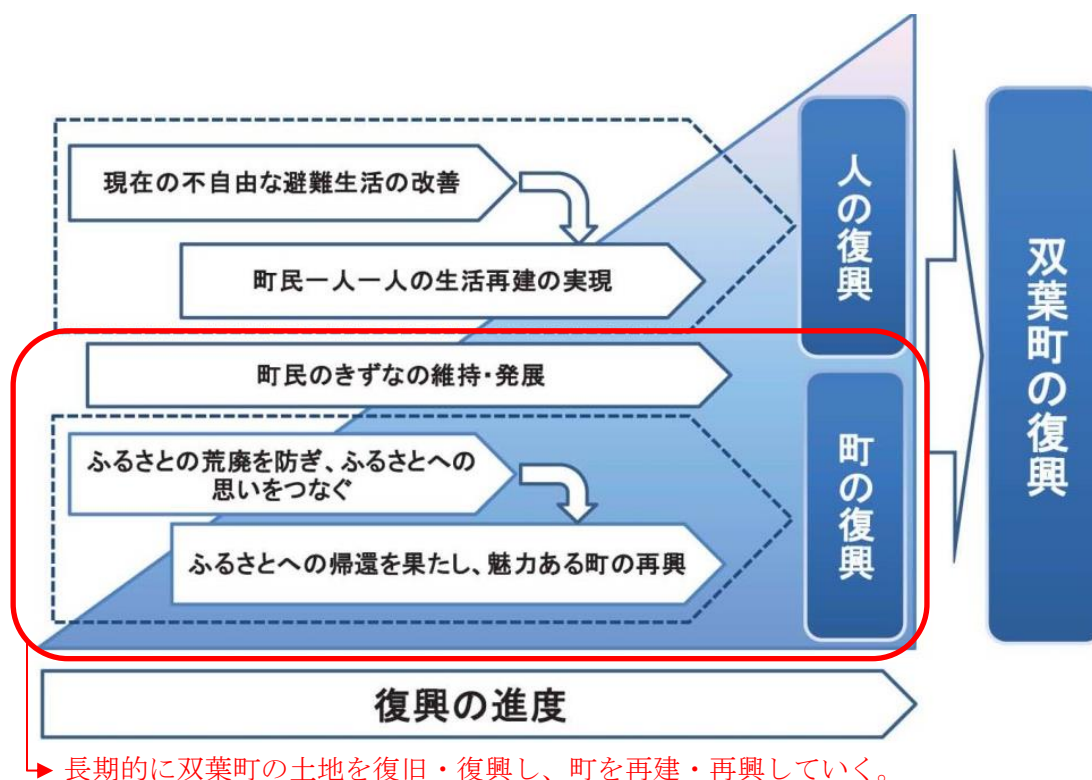
(1) 策定の意義

- 双葉町復興まちづくり長期ビジョンは、双葉町復興まちづくり計画（第一次）（平成25年6月策定）における双葉町の復興・再興の考え方を具体化し、町の将来像を明らかにするものです。
- 今回の中間報告は、町としてまとめるべき「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」の案として、町民委員（24人）を中心とした双葉町復興推進委員会において熱心な審議を経てとりまとめたものです。
- 復興推進委員会における復興まちづくり長期ビジョンの議論にあたっては、「帰還の時期が明確にならないと町の将来の姿を考えることができない」「避難先における生活再建が実現できていない中で双葉町の夢のある復興の姿は考えることができない」といった意見がありました。
- 一方で、「理想とする双葉町の姿を子どもたちに対して残すべきではないか」「双葉町を取り戻すという気持ちを継承していく必要がある」「帰還の条件をすべて達成することを前提として、理想とする町の姿を議論してはどうか」との意見もありました。
- 各委員の町の復興に対するさまざまな思いが交錯する中、各委員が悩みながら「双葉町の復興」という難しい課題に対して議論を重ねました。
- その結果として、双葉町復興まちづくり計画（第一次）において示された基本理念にあるとおり、「子どもたちの未来のために とりもどそう 美しいふるさと双葉町」という考えの下、理想とする双葉町の将来の姿を「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」として示すこととしました。
- こうした考えから、復興まちづくり長期ビジョンは、帰還・復興の見通しが明確になっていない現状において、帰還や復興に要する期間から考えるのではなく、何年かかっても実現すべき理想とする双葉町の将来の姿を示すものとして策定することとしました。
- 双葉町の復興には長い時間がかかることで、復興した双葉町を動かしていくのは、次の世代の人たちや新しい町民かもしれません。長期ビジョンに込められた大きな意義は、双葉町をよく知る今の町民の「双葉町はこうなってほしい」という思いを、未来の双葉町を担う人たちに託すということでもあります。

■復興まちづくりの理念（双葉町復興まちづくり計画（第一次）より）



■「双葉町の復興」の進め方（双葉町復興まちづくり計画（第一次）より）



■双葉町復興まちづくり計画（第一次）においては、「双葉町の復興・再興へ向けた考え方」として、次のように記載されています。

双葉町への帰還には長い時間がかかることが見込まれます。また、既存のインフラなどの荒廃が進むことや、帰還しない町民も見込まれるため、町民のみなさんの意見を十分に踏まえて、これまでの双葉町の良さを継承しつつ、事故前の町を完全に再現するのではなく、線量が早期に低下した一定の地域に都市機能を集約させ、そこでインフラや住居などを再構築する「新たな街」を建設することを視野に入れて検討を進めていきます。

(2) 双葉町の復興を巡る厳しい現実

双葉町の復興を巡っては、厳しい現実があることも確かです。

双葉町民は、福島第一原子力発電所事故に伴い、全国39都道府県（平成26年10月現在）に分散して避難を強いられ、先が見えない避難生活がなお続いています。こうした結果、双葉町住民意向調査（平成25年10月実施）では、既に、町民の6割以上が、「現時点では戻らないと決めている」と回答しており、町民の多くが町に戻らないという現実を受け止める必要があります。

すでに避難から3年7か月以上が経過し、人の手が入らなくなった町並みは、草木が茂り、家屋の荒廃が一層進んでいます。こうした荒廃した家屋・インフラを復旧させていくには、多くの時間がかかるものと見込まれます。

さらには、町内には、非常に放射線量が高い地域があり、こうした地域の放射線量の低減は見通せていません。また、福島第一原子力発電所の廃炉作業に関しても、さまざまなトラブルが発生し、双葉町に戻って生活することに大きな不安を与えています。こうした課題に加えて、国は、双葉町に対して、大熊町とともに、除染土壌等の中間貯蔵施設の受入を求めており、町民に町の復興へより一層の不安を与えています。

こうした厳しい現実の中でも、理想とする双葉町の将来の姿を実現するため、双葉町の復興に取り組んでいかなければなりません。そのため、除染・廃炉作業の着実な実施はもとより、このように他の地域に比べて一層厳しい状況におかれている双葉町の復興を果たすことができるまで、国・県に対して、復興に要する財源確保をはじめ、特段の措置を講じるよう強く求めていく必要があります。

(3) 復興まちづくり長期ビジョンの策定過程

双葉町復興まちづくり長期ビジョンは、双葉町復興推進委員会の審議を経て、町が策定するものです。復興推進委員会は、平成26年4月から第2期の審議として町の将来像について7回にわたる熱心な審議を行い、平成26年〇月〇日に「双葉町復興まちづくり長期ビジョン 中間報告」をとりまとめ、町長へ提出しました。この中間報告は、委員の意見を踏まえて、町としてまとめるべき「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」の案として提出されたものです。そのため、以降の中間報告の構成は、それぞれの項目ごとに委員会の主な意見を整理し、それに対応する形で町として取り組むべき内容を整理するようにしました。

《中間報告までの委員会の審議プロセス》

今回の中間報告は、復興推進委員会(町民24人、学識経験者5人)において、町民委員による合計3回の座談会(ワークショップ)を行い、座談会での意見を踏まえて、その後の委員会での全体審議を経て、とりまとめたものです。

■委員会の審議プロセス

第6回 復興推進委員会 H26.4.21



テーマ：第2期の審議の進め方について

第7回 復興推進委員会:第1回 座談会 H26.5.29



テーマ：町民の今後の暮らしと町の復興について

第8回 復興推進委員会:第2回 座談会 H26.6.26



テーマ：双葉町の将来像について

第9回 復興推進委員会:第3回 座談会 H26.7.23



テーマ1：将来にわたって残す双葉町
テーマ2：新たな街の核・シンボルづくり
テーマ3：町の復興を牽引する新たな産業の誘致
テーマ4：次代の双葉町を担う人材の育成

第10回 復興推進委員会:全体審議 H26.9.29



議 事：座談会を踏まえた、長期ビジョンの基本的な考え方等について

第11回 復興推進委員会:全体審議 H26.10.9



議 事：双葉町の復興の絵姿について

第12回 復興推進委員会:全体審議 H26.10.27



議 事：中間報告の策定

双葉町復興まちづくり長期ビジョン 中間報告の公表



ワークショップの様子

中間報告は、町長へ提出された後、町民に対する意見公募に付され、広く町民の意見を募り、その結果を復興推進委員会において審議し、その上で、平成26年度中に最終報告を町長へ提出します。その後、町長が、委員会からの報告を踏まえて、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」を決定することとなります。

(4) 復興まちづくり長期ビジョンの対象範囲

双葉町復興まちづくり計画（第一次）は、町民の生活再建のための施策を中心に平成29年頃までに取り組むべき施策を掲げています。双葉町復興まちづくり長期ビジョンにおいては、さらに将来を見通して、町の復興・再興のゴールとなる町の将来像とその実現に向けた長期的な取組を明らかとすることとしました。

一方で、双葉町の復興を達成するには長い時間がかからざるをえないことから、双葉町外における町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組や町民のきずなを維持・発展させていく取組も重要と考え、町内における復興への取組と並行して、町外において取り組むべき施策も改めて整理しました。

Ⅱ復興まちづくりの考え方

1. 帰還・復興に向けた考え方

●関連する主な委員会意見

- ・何年後に帰れるのか不安である
- ・原子力発電所事故の収束を見据えなくては、復興が始まらないのではないか
- ・除染の期限等、国が方針を示すべきである
- ・中間貯蔵施設や廃炉の問題など帰還の妨げになっていることはたくさんある
- ・県内外に避難を余儀なくされた結果、現在の地への永住を決めた方の考え方も尊重することを前提にふるさとの復興を考えることが大事
- ・町民ひとりひとりの平穏な生活権の回復が図られることが必要

○復興まちづくり長期ビジョンの実現に要する期間は、放射線量の減衰の見通し、除染の見通し、福島第一原子力発電所の廃炉の見通し、中間貯蔵施設の動向など、町単独で見通しを検討する範囲を大きく超えています。

○そのため、まず、町民が理想とする町の将来像をとりまとめ、逆にこの理想とする将来像を実現するまでの期間を国・県に明示させるよう取り組んで行くことが適切と考えます。

○また、実際に町に帰還するかどうかは、町民一人一人の判断であり、町へ戻らないと決めた方の選択も尊重した上で、町へ帰りたい・町はなくせないという町民の思いに添えて、町の復興に取り組んでいく必要があります。あわせて、各避難先で町民一人一人が生活再建を果たすことができるようにすることも重要と考えます。

○町への帰還に当たって、町民の皆さんの安全・安心は、この将来像の実現の大前提です。避難指示の解除は、復興まちづくり計画（第一次）において整理されているような条件が達成された段階で、町民の意見を十分に踏まえて判断されることは当然です。

■帰還に当たっての条件〈双葉町復興まちづくり計画（第一次）〉

双葉町復興まちづくり計画（第一次）（平成25年6月策定）では、双葉町への帰還に当たっての条件として、以下のような項目を掲げています。

- ・避難指示が解除される地域の放射線量は十分に低くなっていること（除染は年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下になることを目指すこと）
- ・福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全が確保されていること
- ・電気、上下水道、道路・鉄道、通信などインフラの復旧が終わっていること
- ・町役場の再開に加えて、保健・医療・福祉・教育のほか郵便・商業など生活関連サービスの再開がなされること

その上で、国による避難指示の解除は、これらの条件が達成された段階で、町民の意見を十分に踏まえて、解除の判断がなされるよう、国に要求していくとしています。

2. 復興まちづくりの目標・基本方針

復興まちづくり計画（第一次）と復興推進委員会の意見を踏まえ、復興まちづくり長期ビジョンの目標と基本方針を以下のとおり設定します。

(1) 復興まちづくりの目標

● 関連する主な委員会意見

【町外における生活再建】

- ・町民のストレスケアや自立していくための支援が必要
- ・復興公営住宅を早期に整備してほしい
- ・避難先ごとに集まれる場所・交通手段が必要
- ・復興公営住宅を中心として商業施設、老人が相互に助け合える共同生活の場、病院等をつくるべき

【きずな・コミュニティ】

- ・町の風景を残したり、町のシンボルを作ってきずなを強める
- ・きずなは双葉町の内でも外でも感じられるようにすべき
- ・町に戻る人、町に戻らない人、お互いの考えを尊重する
- ・コミュニティの場づくりをする

【シンボル】

- ・ふるさとを感じられるものをシンボルとする
- ・シンボルとなるモニュメント・施設を設置する

【歴史・伝統・文化】

- ・子どもたちに歴史・文化を継承する
- ・双葉町の記録を残す
- ・震災を忘れないように資料館などをつくる

避難先における生活再建に向けて

I 町外における生活再建の実現

双葉町への帰還・復興には長い時間がかからざるをえないことから、双葉町復興まちづくり計画（第一次）にあるとおり、町民のみなさんが、それぞれの希望する場所で住居を確保し、仕事や生きがいなどの生活の糧を見つけて日常の暮らしを取り戻せるようにします。

双葉町の復興に向けて

II 町民のきずなをつなげるまち

長期に渡る避難生活や避難先の分散により、町民同士の交流の機会が失われ、町民のきずなが薄れていくことが懸念されています。一方、双葉町の復興に向けた取組を進めていくためには、町民のふるさとへの思いをつなぎ、町民や双葉町に関わる全ての人たちの力を結集していく必要があります。

このため、将来に渡り町民のきずなをつなげるまちを目指します。

III ふるさと双葉町の記憶を次世代に引き継ぐまち

現在、双葉町民は長期にわたる避難生活を強いられており、ふるさとから離れて暮らしているため、これまで双葉町で培われてきた歴史・伝統・文化・風景などの町の記憶が失われてしまうことが懸念されます。

しかし、歴史・伝統・文化・風景は双葉町そのものであり、双葉町民の心のふるさととして今後も引き継いでいくべき貴重な財産です。

このため、それらのふるさと双葉町の記憶を次世代に引き継ぐまちを目指します。

●関連する主な委員会意見

【町の核】

- ・復興のシンボルとして町内復興拠点が必要
- ・新しい双葉町をつくる
- ・商業施設、病院、金融機関などが一箇所にあり、近くに公園や憩いの場があるまちをつくる
- ・生活インフラの確保が必要
- ・全国から双葉町民が集まれる拠点が必要

【新たな産業・雇用】

- ・双葉町に町民が戻るには新たな産業が必要
- ・双葉町を中心に除染・廃炉関係の産業の立地を図る
- ・イノベーションコースト構想を中心に企業などの誘致を図る
- ・大学・研究施設の誘致、国際産学連携拠点の整備が必要
- ・双葉の子どもたちや若い人が働きにくるまちを目指す

【農業】

- ・農業の再生として、新しい農業を取り入れる

【観光・交流】

- ・交流人口を増やすための施設を作る
- ・世界から視察・研究に来る仕組みをつくる

【福祉】

- ・日本一の雇用条件で医療・介護施設を充実させる

【教育】

- ・双葉町の復興には双葉町を支える人材の育成が必要

【安全・安心】

- ・帰還する上でのネックは、放射線量
- ・町内の除染が済んだとしても、中間貯蔵施設への搬入が続いているうちは、帰れる環境にはならない
- ・中間貯蔵施設や廃炉の問題など帰還の妨げになっていることはたくさんある
- ・町民ひとりひとりの平穏な生活権の回復が図られることが必要

Ⅳ 新たにみんなでつくりあげる魅力的なまち

双葉町への帰還までには長い時間がかかると見込まれることから、町への帰還に当たっては、再び双葉町にて生活することに魅力を感じられるまちづくりが必要です。さらに、帰還する町民だけでなく、新たな住民を呼び込み、それらの人々が融合しながら、新たなまちを築いていく必要があります。

また、安心して帰還できる環境づくりとして、町外における生活拠点と双葉町との二地域居住などの考え方を導入することも必要です。

このため、医療・福祉の充実をはじめとする生活関連サービスなどの利便性が高い快適な生活環境や魅力的な教育・余暇活動の場等を備えた、新たにみんなでつくりあげる魅力的なまちを目指します

Ⅴ 新たな産業を創出し継続的な雇用を生み出すまち

福島第一原子力発電所の事故により、町の産業、雇用の場が失われています。

このような状況において活力ある町を取り戻すためには、既存の産業を再生するとともに、新たな産業を創出する必要があります。

魅力ある継続的な雇用の場を確保することは、将来、若者が町に戻って生活できる前提です。

このため、復興を牽引する新たな産業を創出し継続的な雇用を生み出すまちを目指します。

Ⅵ 次代の双葉町を担い世界に貢献する人材を育てるまち

双葉町を復興・再興し、将来にわたって持続可能な町を実現するためには、次代の双葉町を担う人材の育成がかかせません。また、双葉町への帰還が実現した際には、高齢者等のさまざまな住民の生活を支える人材が必要になります。

このため、次代の双葉町を担うとともに、双葉町民であることを誇りに思い世界に貢献する人材を育てるまちを目指します。

Ⅶ 災害を克服し安全・安心に暮らせるまち

双葉町は、東日本大震災による巨大地震と大津波により甚大な被害が生じました。また、福島第一原子力発電所の事故により全町避難生活を余儀なくされ、町への帰還には、放射線量の減衰、除染や廃炉作業の進捗、中間貯蔵施設の動向等、さまざまな課題が残されています。

このため、町への帰還を希望する町民等の安全を確保するさまざまな対策を講じながら、災害を克服し安全・安心に暮らせるまちを目指します。

(2) 復興まちづくりの基本方針

双葉町復興まちづくり長期ビジョン	目標	基本方針項目
	避難先における生活再建に向けて	
	Ⅰ 町外における生活再建の実現	● 町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組の推進
		● 双葉町外拠点（復興公営住宅）の整備
	双葉町の復興に向けて	
	Ⅱ 町民のきずなをつなげるまち	● 双葉町とのつながりの維持
		● 交流の促進
		● 町の復興のシンボルづくり
	Ⅲ ふるさと双葉町の記憶を次世代に引き継ぐまち	● 双葉町の記憶の伝承
		● ふるさとへの思いや良さの継承
	Ⅳ 新たにみんなで作りあげる魅力的なまち	● 新たな生活の場の確保
		● 既存中心市街地の再生
	Ⅴ 新たな産業を創出し継続的な雇用を生み出すまち	● 復興を牽引する新たな産業の創出
		● 魅力的な雇用の場の確保
		● 既存産業（農業・商工業）の再生
		● 生活・産業を支えるインフラの整備
	Ⅵ 次代の双葉町を担い世界に貢献する人材を育てるまち	● 人材育成・教育
		● 高度な教育環境の整備
	Ⅶ 災害を克服し安全・安心に暮らせるまち	● 津波災害への備え
		● 暮らしの安全対策

基本方針内容

- ○復興まちづくり計画（第一次）に示した、原子力損害賠償、住居の確保、避難生活における健康被害の防止、事業所再開支援・雇用の確保、保健・医療・福祉体制の確保、教育環境の確保などの取組を毎年度の事業計画（実施計画）に基づき着実に進めます。
- ○双葉町民が集まって居住できる県営の復興公営住宅を、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に整備します。この復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるようにします。特に、いわき市勿来酒井地区は、「双葉町外拠点」の中心として、復興公営住宅のみならず、診療所、高齢者福祉施設、店舗、集会所等の交流施設等の併設を行うよう県等に要望しています。
- ○全国に避難する町民が町役場とのつながりが維持できるよう、情報端末（タブレット）の活用や町のホームページの高度化を図り、必要な情報の迅速な提供に努めます。
○町民の皆さんが、安全に安心して町内に立入り、墓参りが行える環境を引き続き整備します。
- ○町民が集まることができる交流拠点の整備や県内外の町民が集う機会を創出します。
○避難先自治体等との連携を深め、多様な人々と交流できる機会を創出します。
- ○町民のきずなの維持・発展に向けた取組として、「復興ロゴマーク」の周知・活用を行うとともに、町民に愛着のあるモニュメントの設置などの町の復興のシンボルづくりを行います。
- ○歴史・文化・昔話等をアルバム、ビデオ、本等で残すとともに、祭りの場や伝統芸能の練習・披露の場の確保や歴史・伝統・文化・震災の記録を伝える資料館の整備、復興祈念施設の誘致等に取り組みます。
- ○町民の意見を踏まえて共同墓地を整備します。また、ふるさとの荒廃を防止し双葉町らしさのある特徴的な風景・街並み・自然を残すとともに、町に所在する文化財の保存・管理・記録を進めます。
- ○双葉町のこれまでの良さを継承しつつ、一定の地域に行政・保健・医療・福祉・教育・文化・商業施設等や住宅地を集約させた「新たな生活の場」を確保します。
- ○歴史のある建造物の保存・再建、ふるさと双葉町の街並みを残しながら、既存中心市街地の再生を図り、ふるさとを感じる場や商店・住宅等を中心とした生活の場を確保します。
- ○新たな産業を創出し復興を牽引する「新たな産業の場」を整備し、廃炉・ロボット等の研究開発施設や産学連携施設、再生可能エネルギー産業等の集積を図ります。
○国内だけでなく、世界中から優秀な技術者、研究者を受け入れ、世界に誇れる最先端技術の集積地を形成します。
- ○新たな産業の創出と連携し、多様な業種の誘致を進め、継続的な雇用を生み出す魅力ある「新たな雇用の場」を確保します
- ○新たな形態・しくみ等を取り入れながら農業を再生するとともに、町内の事業所の再開に向けた取組を進めます
- ○町内の新たな産業や生活を支えるインフラの復旧・整備や公共交通の再開・確保を進めます。
- ○原子力災害からの復興を成し遂げる双葉町ならではの教育や最先端技術、地域の産業や福祉と連携した教育プログラムの開発・実施等を通じて、次世代を担う人材育成を行います。
○町の復興における若者参画のしくみづくりを行います。
- ○廃炉・ロボット等の研究開発施設・産学連携施設との連携等により高度な教育環境を整備します。
- ○海岸堤防や海岸防災林・防災公園の整備を進め、津波災害の軽減を図ります。
- ○家屋の解体除染等、効果的な除染の推進や早期廃炉に向けた取組等を国に求めています。
○町内での生活の再開に際しては、放射線モニタリングの実施、食品安全管理・健康管理等の体制整備を図り、安心して生活できる環境を整備します。また、町内の防犯・防火対策を適切に講じます。

Ⅲ復興まちづくりに向けた取組

1. 復興まちづくりの進め方

(1) 基本的な考え方

●関連する主な委員会意見

【目標の実現に向けて町外で取り組んでおくこと】

○町外における生活再建

- ・避難先ごとに集まれる場所・交通手段が必要
- ・町民のストレスケアや自立していくための支援が必要
- ・復興公営住宅を中心として商業施設、老人が相互に助け合える共同生活の場、病院等をつくる
- ・子育て世代は「今」が大事なので交流拠点となる場所がほしい

○歴史・伝統・文化の継承

- ・子どもたちに歴史・文化を継承する
- ・双葉町の記録を残す

○きずな・コミュニティ

- ・双葉町を取り戻すという気持ちを継承する
- ・きずなは双葉町の内でも外でも感じられるようにすべき

○人材育成

- ・町立学校を活かした人材育成を行う

町外での当面の取組の推進

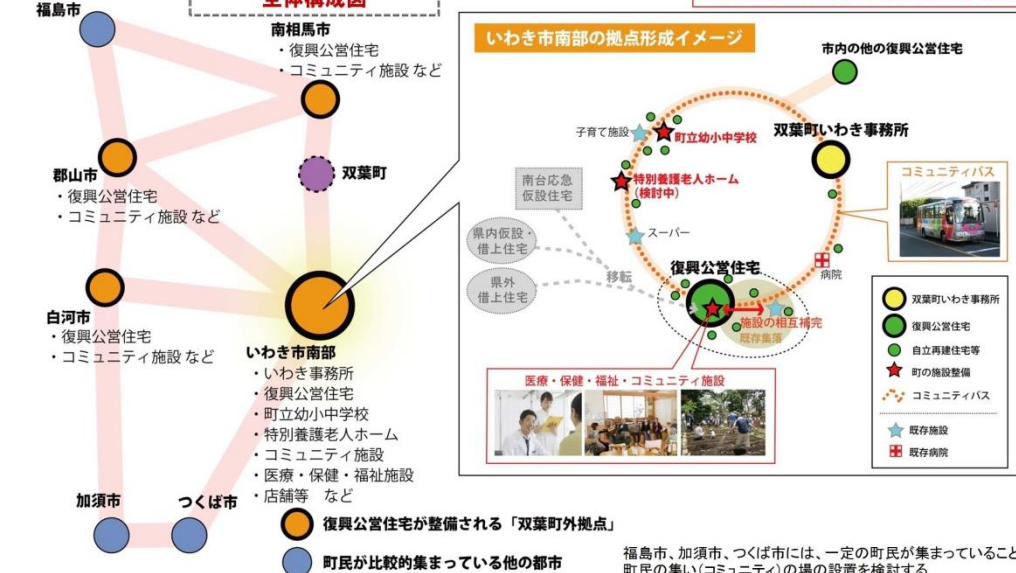
- ・町外における生活再建の実現に向けた取組を着実に実施します。特に、復興公営住宅とコミュニティ施設を中心とする「**双葉町外拠点**」の整備を進め、町民のコミュニティの核の形成を図ります。
- ・また、町内の復興まちづくりには長い年月がかかることが予想され、時間の経過とともに町民のきずなやふるさとの記憶が薄れることが懸念されます。
- ・このため、双葉町の復興に向けて、歴史・伝統・文化の継承や町民のきずなの維持・発展、次代の双葉町を担う人材育成等の取組を町外で進めます。

「双葉町外拠点」(復興公営住宅整備)の全体構成

○双葉町民が集まって居住できる県営の復興公営住宅が、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に整備されます。この復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるようにします。

○特に、いわき市の希望が最も多く、いわき市勿来地区には、役場事務所が所在し、町立幼小中学校も再開されていることから、いわき市南部(勿来酒井地区)の復興公営住宅を「双葉町外拠点」の中心とします。

全体構成は、今後の調整によって変わらうものである



(出典) 双葉町復興推進委員会第1期提言書(平成26年2月5日)をもとに作成

●関連する主な委員会意見

【新たな町の核づくり】

- ・復興のシンボルとして町内復興拠点が必要
- ・新しい双葉町をつくる
- ・商業施設、病院、金融機関などが一箇所にあり、近くに公園や憩いの場があるまちをつくる

【双葉町の良さの継承】

- ・ふるさと感じられるものを残す
- ・町の風景を復活させる

町内復興拠点の整備

- ・福島第一原子力発電所の事故等を踏まえると、町の復興を実現する上では「新たな産業・雇用の場」や「新たな生活の場」の整備が必要となります。
- ・一方、双葉町の良さを継承しながら復興を実現する上で、双葉町の既存中心市街地は、古くから町の歴史・文化や商業、交通などの中心であり、ふるさと感じることができる大事な場所であるとともに、比較的放射線量が低いエリアとなっています。
- ・このため、町の復興を牽引する「**町内復興拠点**」として、町内の線量が低い一定の地域に「新たな産業・雇用の場」や「新たな生活の場」の整備と「既存中心市街地の再生」を図り、そこに産業や生活関連サービスなどの都市機能を集約させ、インフラや住宅などを再構築し、これまでの双葉町の良さを引き継いだ「新たな双葉町」を目指します。

●関連する主な委員会意見

【まちづくりの手順】

- ・国策で産業を誘致する等、若者の雇用の場の確保となる企業誘致から復興を始める
- ・中心となる産業立地により、その他産業（商業、サービス業、宿泊業等）が自然と集まるようにする
- ・将来を段階毎に考えたい
- ・両竹・浜野地区等低線量のエリアから除染を始めて、復興の足掛かりとする
- ・町民は避難先で生活の足場を固めている。どれくらいの人に戻るのか

町内における段階的な取組の推進

- ・避難指示解除の見通しが立てられない状況において、「**町内復興拠点**」の整備を一気に進めることは困難であることから、以下の考え方を踏まえて段階的な取組を進めます。
 - 避難指示解除に先立ち産業・業務機能の集積を優先して整備を進めます。避難指示解除は、安全・安心に生活できる条件が整った段階とします。
 - 避難指示解除準備区域である「両竹・浜野地区」を双葉町の復興のさきがけと位置づけます。
 - 避難が長期化することで避難先での生活の固定化が想定されるため、避難指示解除後も避難先と町内の二地域での生活が可能となるようにします。

(2) 復興まちづくりの進め方イメージ

〔双葉町復興まちづくり計画（第一次）区分〕▶

短期

復興まちづくり長期ビジョンの区分▶

復興着手期

復興先行期

町外での取組

● 町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組の推進

復興まちづくりの目標の実現に向けた町外での取組を進めます。

原子力損害賠償、住居の改善・確保、健康被害の防止、各種支援措置

● 双葉町外拠点の整備

復興公営住宅を「双葉町外拠点」として整備、仮設住宅から復興公営

● 双葉町とのつながりの維持

町民同士の連絡・町からの情報提供の円滑化・充実化

● 交流の促進

町民が集まることができる場の確保、町民の交流イベントの実施

● 双葉町の記憶の伝承

歴史・伝統・文化の記録誌・記録映像の作成、双葉町外拠点における

● 町の復興のシンボルづくり

町のシンボルマークの周知・活用、町のシンボルの作成・設置等

● 人材育成・教育

特色ある教育環境の整備、子どもと高齢者等多世代間の交流の機会の

町内での取組

● 生活・産業を支えるインフラの整備

避難指示解除準備区域に「復興産業拠点」を確保します。

復興産業拠点を発展させる産業・雇用の場を町します。

復興インターチェンジの設置等

JR 常磐線の運行再開等

● 復興を牽引する新たな産業の創出

復興産業拠点の整備等

廃炉やロボットの研究開発

● 既存産業の再生(商工業・農業等)

植物工場等の立地検討

農業再生モデル事業の実

● 津波災害への備え

海岸堤防の復旧・整備、海岸防災林の整備

● 暮らしの安全対策

復興拠点内の除染の実施、荒廃した家屋等の解体・撤去、町内における

● 双葉町とのつながりの維持

一時帰宅の休憩環境の整備

産業交流センターを活用

● ふるさとへの思いや良さの継承(文化財の保存、町の風景の再生等)

共同墓地の整備、文化財の保存・管理・記録、農地等の荒廃防止対策

● 双葉町の記憶の伝承(震災・原発事故の教訓、町の歴史・伝統・文化の継承等)

国営・県営の復興祈念公園の誘致

アーカイブセンターの設

● 魅力的な雇用の場の確保

就業者を対象とした商業

● 新たな生

● 既存中心



2. 町外での取組

双葉町への帰還・復興には長い時間がかからざるを得ないことから、当面町外での取組を着実に推進します。その上で町外での取組は、復興まちづくりの段階に応じて、取組の場を徐々に町内に移行していきます。

町外での取組【復興着手期～】

● 関連する主な委員会意見

【町外における生活再建】

- ・ 町民のストレスケアや自立していくための支援が必要
- ・ 復興公営住宅の周りには学校、病院、商店街等のいろいろな施設がほしい
- ・ 町外拠点の整備が必要（いわきだけでなく郡山などにも）
- ・ 避難先ごとに集まれる場所・交通手段が必要

【きずな・コミュニティ】

- ・ 町が町民に対して情報発信を行う必要がある
- ・ 町内に所在していた事業所もコミュニティのひとつである
- ・ 町外で再開した事業者と町とのつながりを保つべき
- ・ 分散している町民が全国から集まれる場所をつくる

【歴史・伝統・文化】

- ・ 子どもたちにふるさとの昔話を伝える
- ・ 震災の記録を残す
- ・ 伝統文化を引き継いでいく場所、祭り（盆踊り）やイベントの開催が必要

【シンボル】

- ・ きずなを深めるために双葉町のシンボルとしてロゴマークを活用する
- ・ 双葉町の駅にあったからくり時計や清戸迫横穴墓をイメージした作品を町民の皆が集まる場所にシンボルとして設置する
- ・ 双葉町を思い出す商品開発をする

【人材育成・教育】

- ・ 町立学校の充実を図るプロジェクトの創設（奨学金がある、進学率が高い、優秀な教員、個人指導等）
- ・ 英語教育充実やIT活用を図る
- ・ 高齢者施設で働く人材を育てる
- ・ 昔あそび(高齢者の特技)の継承等により多世代間が交流できるようにする
- ・ 若者が参画できる仕組みを創出する

取組項目

● 町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組の推進

- ・ 双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づき、着実な取組を進めます。

● 双葉町外拠点の整備

- ・ 復興公営住宅とコミュニティ施設を中心とした双葉町外拠点を整備するとともに、仮設住宅から復興公営住宅への移行支援を進めます。

● 双葉町とのつながりの維持

- ・ 町民に情報通信端末を配布する等、町からの情報提供の円滑化・充実化に努めます。

● 交流の促進

- ・ 町民同士がいつでも集まることができる場の設置、交流イベントの実施等により、避難先における町民同士の交流機会の確保に努めます。

● 双葉町の記憶の伝承

- ・ 双葉町の歴史・伝統・文化の記録誌・記録映像の作成、展示施設の設置等、双葉町の歴史・伝統・文化を記録・継承するための取組を進めます。

● 町の復興のシンボルづくり

- ・ 双葉町のシンボルとなるモニュメント、歌等を作成する等、町民同士のきずなをつなぐ取組を進めます。

● 人材育成・教育

- ・ 双葉町ならではの特色ある教育環境を確保し、次代の双葉町を担う人材の育成に取り組みます。
- ・ また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の活用を図るなど、復興まちづくりへ次代の双葉町を担う若い世代が参画できる仕組みを構築します。

※「町外での取組」は、町民の皆さんの生活に密接に関わる重要な課題であることから、毎年度、復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画を策定し、事業計画に基づき、町民のニーズに沿った取組を推進します。

取組内容

・復興まちづくり計画（第一次）に示した、原子力損害賠償、住居の確保、避難生活における健康被害の防止、事業所再開支援・雇用の確保、保健・医療・福祉体制の確保、教育環境の確保などの取組を毎年度の事業計画（実施計画）に基づき着実に実施

・双葉町民が集まって居住できる県営の復興公営住宅を、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に整備するように求め、この復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるように整備
 ・特に、いわき市勿来酒井地区は、「双葉町外拠点」の中心として、復興公営住宅のみならず、診療所、高齢者福祉施設、店舗、集会所等の交流施設等の併設を行うよう県等に要望
 ・仮設住宅から復興公営住宅等への移行支援

・町民同士の連絡・情報交換や町からの情報提供の円滑化・充実化（情報通信端末の活用等）
 ・町外で営業を再開している事業者の広報支援

・町民が集まることができる場の確保（交流施設の設置）
 ・県内外における町民の交流イベントの実施

・歴史・伝統・文化の記録誌・記録映像の作成
 ・震災・原発事故関連資料の収集・記録
 ・双葉町外拠点における町の歴史・伝統・文化及び震災・事故の教訓の展示場所の設置
 ・双葉町外拠点におけるダルマ市等のふるさと祭りの開催
 ・歴史・伝統・文化継承のためのイベントや教室等の開催
 ・「語り部」の人材育成
 ・学校再開を契機とした伝統文化継承のカリキュラムの策定

・町のシンボルマークの周知・活用
 ・町のシンボル（モニュメント）の作成・設置
 ・双葉町を思い出す特産品（郷土料理等）の再開発

・特色ある教育環境の整備	・少人数教育
	・ICT（情報通信技術）教育の推進
	・給付型奨学金の検討
	・ALT（外国語指導助手）配置による外国語教育の充実
	・特色ある教育プログラムの開発・実施
・福祉関連の人材の確保	
・子どもと高齢者等多世代間の交流の機会の創出	
・生涯学習の場の確保	
・SNS等活用による若い世代が参画しやすい仕組みの構築	

【町外における取組の事例】

町では、復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）（平成26年3月策定）に則り、町外における町民の生活再建や町民のきずなの維持・発展に向けて、以下のような取組を行っています。

取組項目	主な取組事例																																						
●町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組の推進	■原子力損害賠償 ○原子力損害賠償紛争審査会の現地調査（平成25年6月12日）及び原子力損害賠償紛争審査会（平成25年6月22日）において、町の現状報告及び意見陳述・要請を行いました。それにより、原子力損害賠償紛争審査会 第四次追補（平成25年12月26日）において、町の主張が認められました。 ＜主張が認められた主な項目＞ ・帰還困難区域と避難指示解除準備区域の区別なく同様の扱いとなりました。 ・精神的損害については、一人当たり700万円を追加で一括賠償することとなりました。 ・住居確保に係る損害賠償として、移住等に伴い新たな住居を取得するために発生した費用と双葉町に所有していた住宅・宅地の賠償額との差額を一定の範囲で賠償することとなりました。 ■各種支援措置の延長 ○仮設・借り上げ住宅、高速道路通行料の無料措置、医療費等の無料化など、現在行われている各種支援措置について、町長が国等へ延長要望を行っています。																																						
●双葉町外拠点の整備	■復興公営住宅の整備 ○町民の意向を踏まえ、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に福島県が整備する復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるように、国・県と受入自治体と協議を進めています。 協議の結果、福島県では、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市などに双葉町民がまわって入居できる復興公営住宅を整備することを決定しました。特にいわき市勿来酒井地区の復興公営住宅には、高齢者福祉施設や双葉郡立診療所、商業施設、集会所等の併設に向けて県等と協議を進めており、町では「双葉町外拠点」の中心として位置付けることとしています。 いわき市勿来酒井地区における復興公営住宅を核とした町外拠点の形成イメージ 福島県復興公営住宅の整備計画 <table><tr><th>所在地</th><th>団地名</th><th>入居可能時期</th><th>町民向け戸数</th></tr><tr><td rowspan="3">いわき市</td><td>下神白団地</td><td>H27.3</td><td>25</td></tr><tr><td>勿来酒井</td><td>検討中※</td><td>190</td></tr><tr><td colspan="3">ほか小川町・平赤井等他町村と共通募集の団地あり</td></tr><tr><td rowspan="4">郡山市</td><td>八山田団地</td><td>H26.11</td><td>20</td></tr><tr><td>喜久田町</td><td>H27年度第4四半期</td><td>15</td></tr><tr><td>鶴見坦一丁目</td><td>H27年度第4四半期</td><td>30</td></tr><tr><td colspan="3">ほか田村町等他町村と共通募集の団地あり</td></tr><tr><td>白河市</td><td>鬼越</td><td>H28年度第2四半期</td><td>30</td></tr><tr><td rowspan="2">南相馬市</td><td>上町</td><td>検討中※</td><td>40</td></tr><tr><td colspan="3">ほか鹿島が他市町村と共通募集</td></tr></table> その他福島市、会津若松市、三春町、広野町、二本松市において、他町村と共通で入居できる住宅が整備される予定 ※平成28年度の入居に向けて用地造成・建設の期間を検討中  町民ニーズに応じた多様な住宅の供給（戸建住宅、長屋建住宅など） 介護や介護が必要な高齢者に配慮した住宅の整備 宿泊機能も備えた全国の町民が集まれる集会所の整備 町民全体を対象とした、ダルマ市など、お祭り・イベントの場となる多目的広場（公園）の整備 公営住宅居住者だけでなく公営住宅以外の町民も対象とした、デイサービス等の高齢者福祉施設や診療所、店舗、理髪店等の併設 町民が農と親しめるふれあい農園の整備 あくまでイメージで今後の調整によって変わらうもの	所在地	団地名	入居可能時期	町民向け戸数	いわき市	下神白団地	H27.3	25	勿来酒井	検討中※	190	ほか小川町・平赤井等他町村と共通募集の団地あり			郡山市	八山田団地	H26.11	20	喜久田町	H27年度第4四半期	15	鶴見坦一丁目	H27年度第4四半期	30	ほか田村町等他町村と共通募集の団地あり			白河市	鬼越	H28年度第2四半期	30	南相馬市	上町	検討中※	40	ほか鹿島が他市町村と共通募集		
所在地	団地名	入居可能時期	町民向け戸数																																				
いわき市	下神白団地	H27.3	25																																				
	勿来酒井	検討中※	190																																				
	ほか小川町・平赤井等他町村と共通募集の団地あり																																						
郡山市	八山田団地	H26.11	20																																				
	喜久田町	H27年度第4四半期	15																																				
	鶴見坦一丁目	H27年度第4四半期	30																																				
	ほか田村町等他町村と共通募集の団地あり																																						
白河市	鬼越	H28年度第2四半期	30																																				
南相馬市	上町	検討中※	40																																				
	ほか鹿島が他市町村と共通募集																																						

取組項目	主な取組事例
● 双葉町とのつながりの維持	■町民同士の連絡・情報交換や町からの情報提供の円滑化・充実化 ○町民の方が町の情報を簡単かつ迅速に取得でき、また、町民同士が連絡を取り合えるようにするため、平成26年度の重点事業として「ICTきずな支援システム事業」を実施し、希望する町民に対して平成26年9月からタブレット端末（情報端末）を無償配付しています。高齢者などタブレット端末の操作に不慣れな方に対しては、操作説明会や配送時における個別説明を実施するなどして、利用促進を図っています。  タブレット端末の操作説明会の様子
● 交流の促進	■町民が集まることができる場の確保 ○町民のきずな・コミュニティの維持・発展に向けた取組として、福島県内外に応急仮設住宅や借上げ住宅等の住まい方の区別なく、町民誰もが利用できる交流拠点を確保するため、 ・平成26年4月1日、福島県郡山市に絆カフェ「せんだん広場」を開設しました。 ・平成26年8月18日、埼玉県加須市中種足（かぞし なかたなだれ）に町民交流施設「ふたば交流広場」を開設しました。 ○町民の交流機会を確保するため、町民主体による交流イベントの企画に対して「双葉町の祭り・イベント事業補助金」を交付しています。震災後に結成された「夢ふたば人」が主催する「双葉町ダルマ市」の開催の際にも事業補助金が活用されています。  埼玉県加須市交流広場の様子 双葉町ダルマ市の様子

取組項目	主な取組事例
● 双葉町の記憶の伝承	■ 歴史・伝統・文化の記録誌・記録映像の作成 ○ 神楽等の伝統文化の記録（映像化等）を行うため、双葉町ダルマ市、山田行政区のじゃんがら念仏踊りや三字行政区の前沢女宝財踊り、郡山行政区や新山行政区の神楽などの伝統芸能を、芸能団体のイベント等の出演機会にデジタルビデオカメラなどで撮影し記録保存しています。また、記録した映像については町公式ホームページで公開しています。 双葉町ダルマ市で神楽を演じる様子
● 町の復興のシンボルづくり	■ 町のシンボルマークの周知・活用 ○ 復興に向けて全力で取り組む双葉町民と双葉町の想いをのせたシンボルマーク（復興ロゴマーク）を作成することとし、平成26年3月11日に町民投票などにより双葉町復興ロゴマークが決定しました。また、スローガンは「ずっと、ふるさと。双葉町。」に決定しました。 ○ 復興ロゴマークには「過去と未来の双葉町を表現した色違いの二つの葉を、手のひらでやさしく包み、ふるさとへの想いを抱きながら、新たな双葉町を大切にしていこう。」という意味が込められています。 ○ スローガン「ずっと、ふるさと。双葉町。」には「双葉町は私の生まれ育った大切なふるさと。その想いをこれからも持ち続けていくことがきっと新しいまちづくりにも生きてくる。」という想いが込められています。 双葉町の想いをのせたシンボルマーク（復興ロゴマーク）

取組項目	主な取組事例
●人材育成・教育	■特色ある教育環境の整備 ○平成 26 年 4 月 7 日に、いわき市錦町の東邦銀行植田支店錦出張所仮校舎において、双葉町立の学校（幼稚園、小学校、中学校）を再開しました。また、平成 26 年 8 月 24 日には、いわき市錦町の旧西木星幼稚園跡地において仮設校舎が完成し、8 月 25 日から仮設校舎での授業が始まりました。 町立学校の開校式の様子  ○再開した双葉町立の学校では町独自の新たな特色ある教育を進めています。 ＜主な取組事例＞ ・少人数教育を実施し、教師が児童・生徒一人一人に応じた指導ができるよう取り組んでいます。 ・タブレット端末を活用した ICT 教育に取り組んでいます。 ・ALT（外国語指導助手）を活用した英語教育に取り組んでいます。 ○子どもと高齢者等多世代間の交流の機会を創出するため、体験活動を通じた交流学習に取り組んでいます。 ＜交流学習の例＞ ・天栄村ブリティッシュヒルズでの異文化体験学習を実施しています。 ・いわき南台応急仮設住宅で主に高齢者等の入居者と交流を図っています。 ・ふるさとに関する学習として、双葉ダルマを製作する町民や双葉町ダルマ市の主催者である「夢ふたば人」、双葉町役場職員との交流を図っています。     仮設校舎の様子

3. 町内での取組

(1) 町内復興拠点の配置の考え方

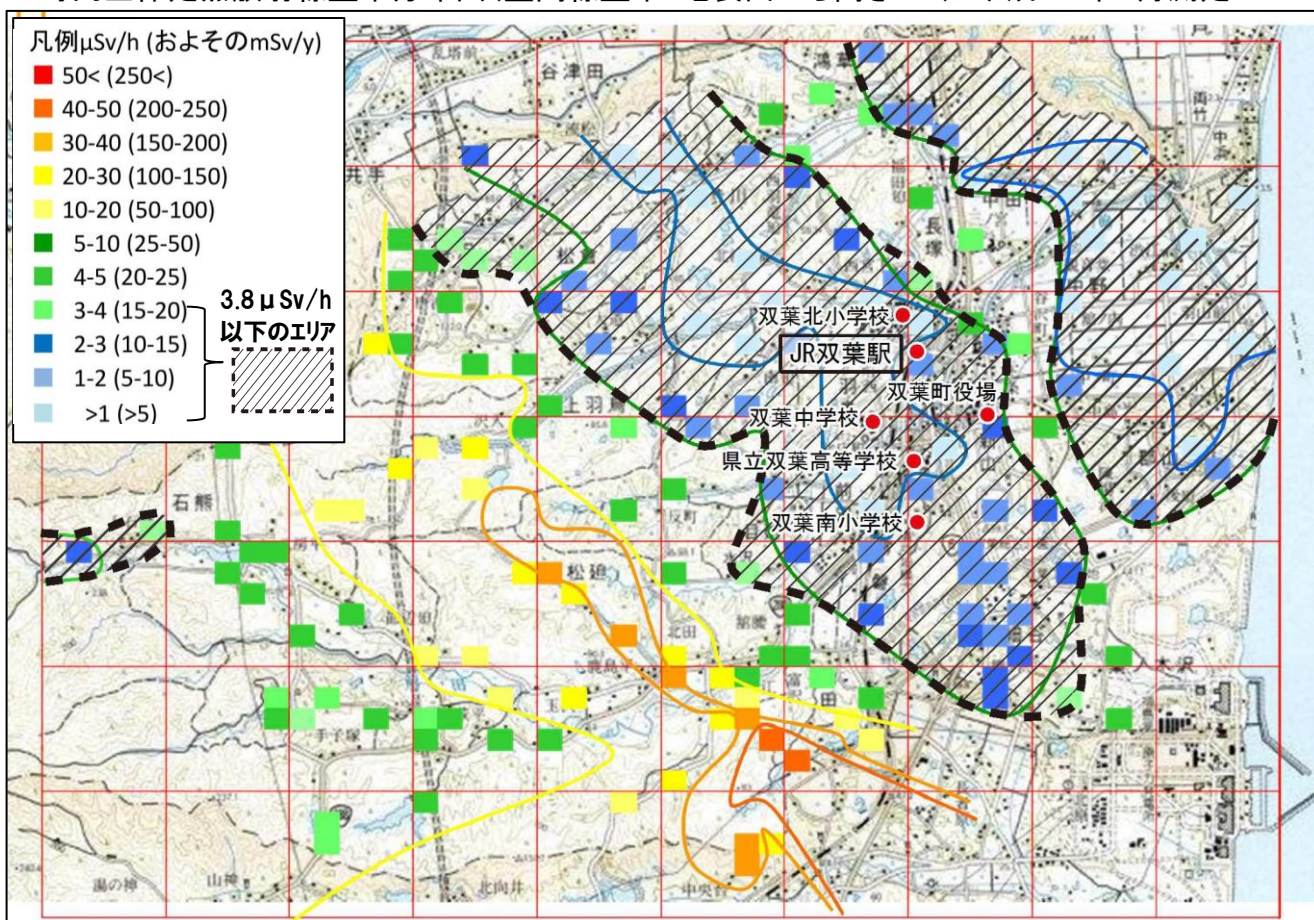
① 町内復興拠点と放射線量の関係について

- 平成26年2月時点の町内全体定点放射線量率分布は下図のとおりとなっています。
- 平成26年6月に内閣府原子力被災者生活支援チームから公表された「放射線量の見通しに関する参考試算」によると、平成25年11月19日時点で $3.8 \mu\text{Sv/h}$ （避難指示解除準備区域の基準）の地点が、除染の効果が高い（低減率59%）場合の試算で、事故10年後の平成33年3月11日時点には、 $0.6 \sim 0.7 \mu\text{Sv/h}$ ※に低減するとされています。

※一定の仮定に基づく個人の年間被ばく線量では1～2mSv/年に相当するとの試算もあわせて公表

- また、国の「大熊・双葉ふるさと復興構想-根本イニシアティブ-：平成26年8月26日」において、「町の復興拠点として重要な地区や施設等については、現時点において帰還困難区域であっても、町の復興に資する観点から優先的に除染を行うことや、事業活動等の自由度を高める避難指示区域の見直しを行うこと等を地元とともに検討する。」とされています。
- このことや、新たなまちづくりの基盤整備によってさらに線量低減が見込まれることも踏まえて、平成26年2月時点の町内の空間線量率が、 $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 以下の下図のエリアを中心に町内復興拠点の配置を検討します。

■町内全体定点放射線量率分布図(空間線量率 地表面から高さ1m)：平成26年2月測定



※()内は年間積算数量を試算した。但し、おおよその切りのよい整数表示とした。

積算は屋内8時間、屋外16時間の滞在で、屋内は木造家屋（屋外の40%低減効果）として試算した。

※ $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 以下のエリア：H26.2時点の空間線量率が $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 以下の測定点を囲んだ概ねのエリアであり、空間線量率は場所により異なる。

②町内復興拠点の配置にあたり考慮すること

復興まちづくりの進め方に示した、町の復興を牽引する「町内復興拠点」の配置にあたっては、町内の線量が低い一定の地域に「新たな産業・雇用場」や「新たな生活の場」の整備と「既存中心市街地の再生」を図り、そこに産業や生活関連サービスなどの都市機能を集約させ、インフラや住宅などを再構築し、これまでの双葉町の良さを引き継いだ「新たな双葉町」を目指します。そのため、放射線量の低さに加えて、福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全等が確保されていることを前提として、以下の点を考慮して、拠点となるエリアを選定します。

「新たな産業・雇用場と住環境の調和」

- ・町内の新たな産業・雇用場は、従業員の通勤を考慮し居住地との近接性を考慮しつつ、住環境を阻害することがないように住宅との混在を避けるとともに、住宅地と一定の距離を保ち住環境との調和を図れること。

「歩いて暮らせるコンパクトな街の形成」

- ・人口減少や高齢化社会を見据え、鉄道駅という公共交通の結節点を中心として一定のエリアに生活関連サービスを集約し、その周辺に良好な住環境を確保することにより、歩いて暮らせるコンパクトな街を形成できること。

「既存中心市街地の再生」

- ・双葉町の良さを継承しながら復興を実現する上で、既存中心市街地は古くから歴史・文化や商業・交通の中心であり、ふるさと感じることができる大事な場所であることから、インフラ復旧・建物再建等を進めながら既存中心市街地を再生するため、町内復興拠点に既存中心市街地が含まれること。

「津波被災地の復旧・復興」

- ・津波で大きな被害を受けた両竹・浜野地区は、海岸堤防や海岸防災林・公園などの整備により、津波リスクの軽減を図りながら、避難指示解除準備区域であることを活かして、双葉町の復興の「さきがけ」として再生するため、将来的な町内復興拠点の整備は、この地区との連携が図られること。

「復興に資する適切な交通ネットワークの確保」

- ・町内への産業誘致と町民の避難先と町内の交通利便性を向上させるとともに、住宅地等の生活の場に通過交通が流入することがないようにするため、常磐自動車道への復興インターチェンジ（ＩＣ）の整備を求めるとともに、復興インターチェンジとネットワークする幹線道路の整備を国・県に求めていく。これらの道路の活用が図られること。

「効率的かつ効果的な町内復興拠点整備」

- ・町内復興拠点整備の容易性から、できるだけ平坦でまとまった土地を有効に活用できること。
- ・町内復興拠点の整備にあたっては、沿岸部等を整備する上で、一定の盛土造成が必要になり、盛土のための土を確保する必要がある。この土は、盛土をする場所のできるだけ近くで確保することが造成工地上、効率的であるとともに環境への配慮上も望ましいため、町内復興拠点内の一部高台の山林を削ることによって確保することを検討する。この町内復興拠点内の一部の山林を削ることで、高い除染効果を発揮し、町内復興拠点の放射線量をより低減することにつながるとともに、山林を削ることによって生み出される高台の平らな土地は、自然環境や眺望に恵まれた良好な住宅地として新たに整備することが可能となる。そのため、交通利便性の高いところに、こうした場所を確保できること。

③町内復興拠点の配置の基本的な考え方

①②を踏まえ、町内復興拠点は、線量が比較的低いエリアを中心として、津波被災地域、既存中心市街地周辺、ＪＲ双葉駅西側の一部高台の山林を含む、ひとまとまりのエリアに集約して配置します。

具体的な配置、復興まちづくりのイメージ図を次頁に示します。



(2) 双葉町復興まちづくりイメージ図

【基本的な考え方】

福島第一原子力発電所事故及び地震・津波の被災により、町全体の荒廃が進んでいることから、除染、福島第一原子力発電所の事故収束・廃炉の進捗、インフラの復旧等に要する時間を踏まえると、町全体の復興を達成するには長い時間がかからざるをえないと考えられます。

そのため、すべての事業を一度に進めることは難しいことから、復旧・復興事業を重点的に進める「町内復興拠点」を設け、「町内復興拠点」を中心に段階的に復旧・復興事業を進めながら、町の復興を実現していくことが適切です。

【町内復興拠点の整備】

- 町全体の荒廃が進む中で、町を復興させていくためには、双葉町の復興を牽引する新たな産業の誘致を図り雇用を生み出す「新たな産業・雇用の場」と、荒廃した市街地を再生し、帰還する町民と新たな町民が安心して快適な生活を送ることができる「新たな生活の場」が必要です。
- 長い歴史・伝統を有する双葉町を再興していくためには、全く新しい街を創造するのではなく、双葉町の歴史・伝統に根差したまちづくりが欠かせません。そのため、古くから歴史・文化や商業・交通の中心であり、ふるさと感じることができる大事な場所である既存中心市街地の再生が双葉町の復興には不可欠です。
- 双葉駅周辺は、現時点でも自然減衰により放射線量が比較的低くなっています。そのため、避難指示解除準備区域から双葉駅周辺にかけてのエリアにおいて、既存中心市街地を活かしつつ、その周辺を整備し、「新たな産業・雇用の場」と「新たな生活の場」を形づくっていきます。

●**新産業創出ゾーン**：「新たな産業・雇用の場」として、避難指示解除準備区域から浜通りの復興の基幹道路である国道6号にかけてのエリアを「新産業創出ゾーン」に位置づけ、廃炉・研究開発・新産業の拠点として、事業所・研究機関等の誘致を進めます。

●**新市街地ゾーン**：「新たな生活の場」として、交通便利性の高い双葉駅周辺の再開発を図り、駅西側に公共施設等の再整備や新たな住宅需要の受け皿として住宅団地の整備を行うなど、人口減少・高齢化社会を見据えて、歩いて暮らせる「コンパクト」なまちづくりを行います。

●**まちなか再生ゾーン**：もう一つの「新たな生活の場」として、JR常磐線から国道6号の間の既存中心市街地において、歴史のある建造物の保存・再建を図るなど、古き良き街並みを再生しながら、商店や住宅等を中心とした街の再整備を行い、ふるさとでの暮らしを感じられる場を創出します。

●**再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン**：荒廃した農地の再生モデルとして、避難指示解除準備区域をさきかけとして、大規模太陽光発電基地の誘致や植物工場等の立地検討を行い、その再生モデルを他の地区へも展開していきます。

大規模太陽光発電基地等の誘致による再生可能エネルギー拠点の創出は、原子力発電と対極にある自然エネルギーを有効に活用した新たな双葉町のまちづくりのシンボルとなります。

●**復興祈念公園・緑地ゾーン**：海岸沿いの地区は、津波で大きな被害を受けたことから、「復興祈念公園・緑地ゾーン」として、海岸防災林や公園の整備を図り、東日本大震災・原発事故の復興過程の発信の場と、双葉海浜公園を思い

起こす町民の憩い・スポーツリマします。

●**復興シンボル軸**：町内への産業便性を向上させるため、常磐自整備を求め、復興インターチェル路の整備を求めます。

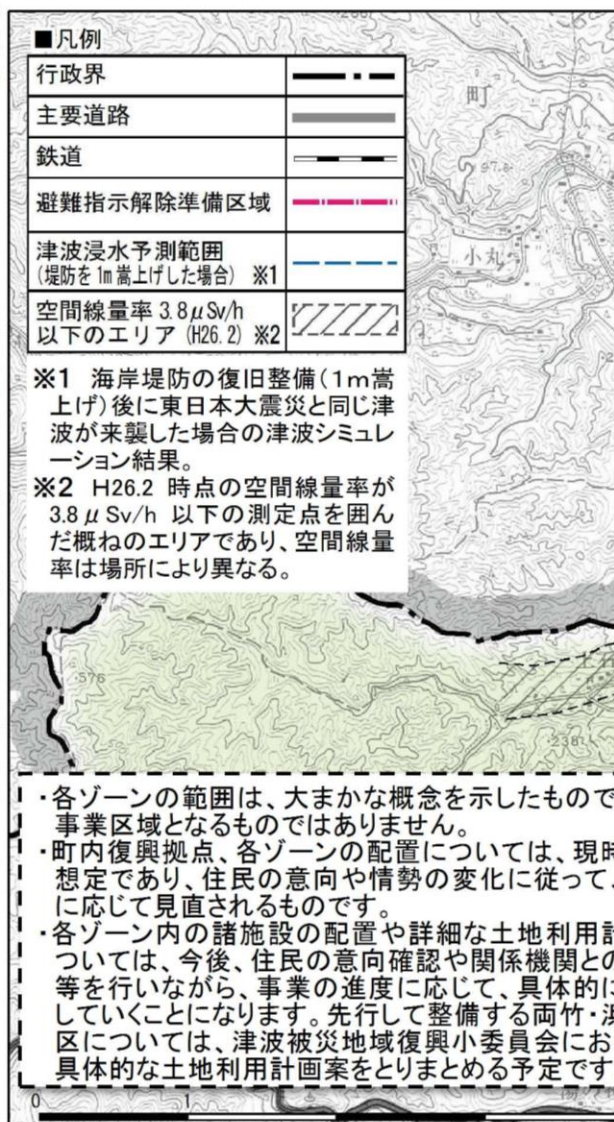
【町内復興拠点の外の復興の

○町内復興拠点の外の地区について、状況に応じて、家屋の除染の復旧などの取組を行います。

○一方で、双葉町住民意向調査結果踏まえると、双葉町の人口減少から離れた地区においては生活そのため、帰還を希望される町町内復興拠点に居住できるよう

○その上で、町内復興拠点の外の放射線量の低減状況に応じて農図ります。その中でも放射線量が耕作再開のモデルとして、重点

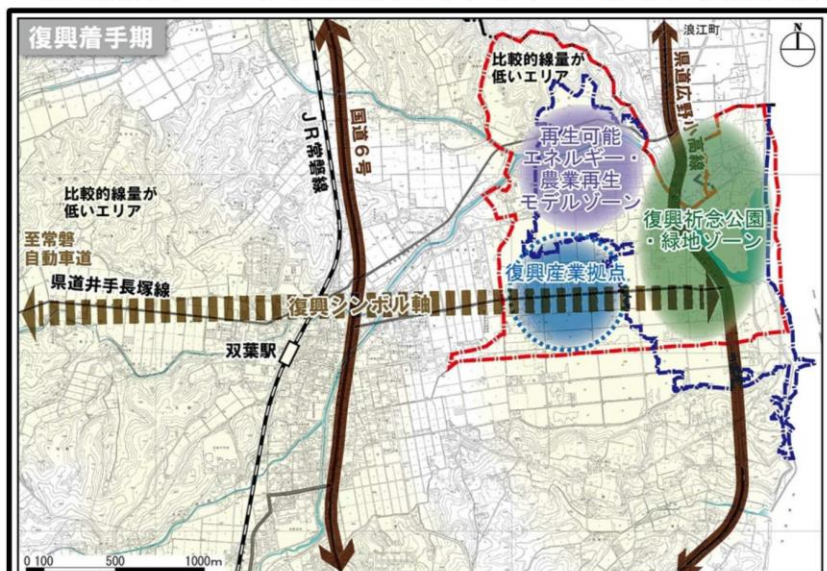
●**農地・森林型土地利用ゾーン**：農



(3) 町内復興拠点の段階的な整備イメージ図

【段階的整備の進め方】

「町内復興拠点」の整備を一度に進めることは困難であることから、まずは、避難指示解除に先立ち産業・業務機能の集積を優先させ、必要な生活関連サービス等の立地を促していきます。その上で、公共施設の再整備や住宅団地の整備など、町民の帰還・定住に向けた環境を整備していきます。このような考えの下、以下のステップを踏みながら整備を進めます。

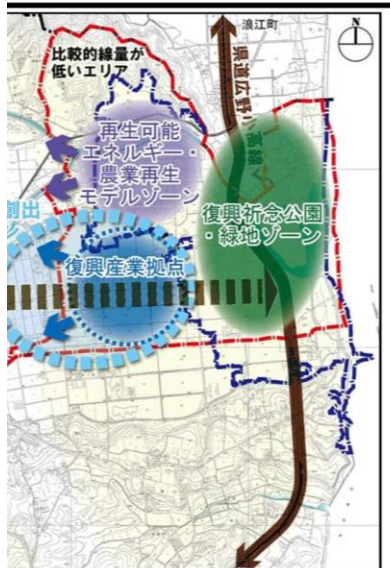


- 避難指示解除準備区域のうち、海岸堤防の整備により津波リスクが少なくなるエリアを対象として、「復興産業拠点」を先行して段階的に整備します。
- 「復興産業拠点」に、福島第一原子力発電所の廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の立地を図るほか、廃炉に関わる研究機関などを誘致し、町の産業再生のさきがけとなる拠点とします。
- 中浜及び中野の沿岸部は、福島県による海岸堤防（1m嵩上げ）の整備が行われますが、なお高い津波リスクが残るエリアについては、海岸防災林や公園（復興祈念公園）を整備します。
- 避難指示解除準備区域において、荒廃した農地の再生モデルとして、大規模太陽光発電基地等の誘致や植物工場等の立地検討を行います。
- 常磐自動車道に復興インターチェンジの設置を求め、「復興産業拠点」と常磐自動車道を結ぶ幹線道路（復興シンボル軸）の整備を求めます。
- 復興産業拠点の整備には、上下水道機能が不可欠であることから、水道施設の本格復旧を双葉地方水道企業団に要望するとともに、暫定的な措置としての井戸等による必要な水の確保や下水道機能の復旧方策を検討し、整備します。
- 既存の公共施設や復興産業拠点に新たに整備される福利厚生施設の活用を念頭において、町民が一時帰宅した際に快適に休憩できる環境を整備します。
- 荒廃家屋の解体・撤去等の取組を進めます。
- 町内において、「共同墓地」の整備を進めます。
- こうした取組を通じて、双葉町の復興のきざしを町民の目に見える形で発信します。



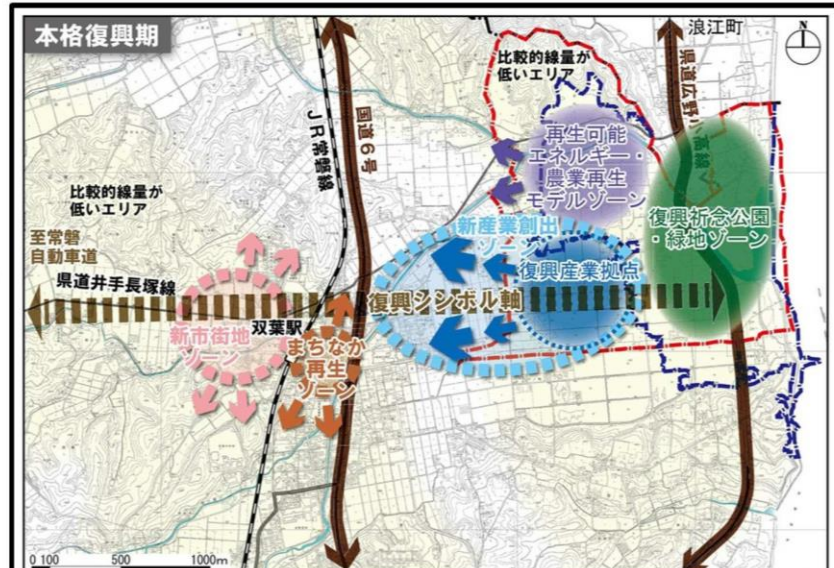
- 避難指示解除準備区域の「復興産業拠点」に、廃炉やロボットの研究開発関連企業等の誘致を行い、廃炉・除染・エネルギー関連産業等の集積を促します。
- 新産業等の集積を促進するための交流を促す産業交流センターは、町民の一時帰宅の際の滞在施設として活用します。
- 「復興産業拠点」の発展に伴って、町民の一時帰宅の際の滞在施設として活用します。
- 「復興産業拠点」の発展に伴って、町民の一時帰宅の際の滞在施設として活用します。
- こうした取組を通じて、まず町民の一時帰宅の際の滞在施設として活用します。





「復興産業拠点」をさらに発展
開発施設や産学連携施設、
炉・研究開発・新産業（工
地を目指します。
め、研究者や企業、大学等
一を整備します。この施設
在・交流施設等としても活

い就業者の増加が見込まれ
した商業・生活関連サービ
します。
町民が帰還できる前提とし
ます。



- 公共交通の利便性の高い双葉駅西側を中心に行政・医療・福祉・教育・文化・商業施設等や新興住宅地を集約して確保したコンパクトな街を新たに整備します。
- 既存中心市街地を活用し、歴史のある建造物の保存・再建を図るなど、古き良き街並みを再生しながら、商店や住宅等を中心とした街の再整備を行い、ふるさとでの暮らしを感じられる場を創出します。
- こうした取組を通じて、町民が安全に安心して帰還できる環境を整えます。



- 避難先と「町内復興拠点」の二地域居住も可能とする仕組みを導入しながら、帰還を希望する町民が安心して快適な生活を送れる環境を整えます。
- 新産業に従事する方など新たな町民の定住促進に向けた取組を進めます。
- 避難先に定住した町民を含めて、双葉町にゆかりのある人が広く集まり交流できる場をつくり、双葉町の伝統・文化関連行事を町内で再開します。
- 耕作再開モデルゾーンにおいて、耕作再開を本格化します。

(4) 町内復興拠点の各ゾーンの整備の方向性

● 関連する主な委員会意見

【歴史・伝統・文化・風景】

- ・ 海浜公園をつくってほしい
- ・ 浜野・両竹にフラワーロードをつくってほしい

【原子力事故の教訓の伝承】

- ・ 原発事故の歴史を継承し、全世界に発信する施設をつくる

【新たな産業】

- ・ 原子力発電所と対極にある自然エネルギー（太陽光発電）の基地づくりを浜野地区等で行う

【農業】

- ・ 花卉栽培を再開する
- ・ 農業の再生のために、新しい農業を取り入れる

【インフラ】

- ・ インフラの確保は必要
- ・ 復興ICと町内を結ぶ道路を避難道路として活用すべき

復興祈念公園・緑地ゾーン

- 中浜及び中野の沿岸は、福島県による海岸堤防（1m嵩上げ）の整備が行われますが、なお高い津波リスクが残るため、双葉町の土地を守る海岸防災林と復興祈念公園を整備します。
- 復興祈念公園として、地震・津波災害と原発事故の教訓と復興の過程を広く後世に伝えるため、国営復興祈念施設（岩手県・宮城県・福島県に一カ所ずつ整備予定）の誘致を、県営公園の整備とともに福島県に要望します。復興祈念公園には、震災・原発事故からの復興を記念した「記念碑」の設置も求めます。復興祈念公園は、津波からの防御機能を兼ね備えたものとして整備を求めます。また、復興産業拠点に誘致する原発事故のアーカイブセンターと連携することで、東日本大震災と福島第一原発事故の「学びの場」として、全国・世界からの来訪者を受け入れる施設とします。
- 将来的には、双葉海浜公園を思い起こす町民の憩い・スポーツリクリエーションの場として整備します。
- これらの整備により、かつての海辺の風景を再現し、双葉町の風景の一つを取り戻します。

再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン

- 海岸堤防を整備しても津波リスクが残る両竹地区を中心としたエリアは、荒廃した農地再生のモデルとして、太陽光発電に関する動向を見極めながら再生可能エネルギーである大規模太陽光発電基地等の誘致を図ります。
- 大規模太陽光発電基地の誘致による再生可能エネルギー拠点の創出は、原子力発電と対極にある自然エネルギーを有効に活用した新たな双葉町のまちづくり（太陽光を活用した植物工場等や新エネルギー産業の誘致等）のシンボルとなります。
- 営農再開希望等の意向把握を行いながら、植物工場等と組み合わせた農業再生のモデル拠点等としての利用についても検討していきます。
- このゾーンでの実績をもとに、この再生モデルを他の地区へも展開していきます。

復興シンボル軸等の基幹道路の整備

- 常磐自動車道に復興インターチェンジ（IC）の設置を要望します。
- この復興ICと町内復興拠点を結ぶ道路を「復興シンボル軸」として整備を要望していきます。この道路は、国道6号とともに双葉町の広域道路ネットワークを形成し、町の交通利便性を向上させます。
- 「復興シンボル軸」沿いには、交通利便性を活かし大規模商業施設や娯楽施設等の立地を誘導します。
- 国道6号については、浜通りの復興の基幹道路となることから交通量の増大も見込まれるため、4車線化を要望していきます。国道288号についても、中通り地方と双葉町を結ぶ重要な交通路であることから、その拡幅整備を要望していきます。
- これらの道路は、災害や事故などにより町外避難が必要となった場合に、避難路としての役割を担います。

●関連する主な委員会意見

【新たな産業】

- ・廃炉・除染を促進する施設・企業を誘致する
- ・まずは国策で産業を誘致する
- ・イノベーションコースト構想を中心に企業などの誘致を図る
- ・中心となる産業立地により、その他の産業（商業、サービス業、宿泊業等）が自然に集まるようにする

【産学連携】

- ・国際産学連携拠点を整備する
- ・世界に発信する情報発信拠点を整備する
- ・産業施設に宿泊施設や体験型施設を併設する
- ・世界から視察・研修に来る仕組みをつくる
- ・作業員等の癒しの場になる施設をつくる

【原子力事故の教訓の伝承】

- ・原子力の歴史を映像で見ることが出来る施設をつくる
- ・原発事故の歴史を継承し、全世界に発信する施設をつくる

【きずな・コミュニティ】

- ・分散している町民が全国から集まれる場所をつくる
- ・町民が一時帰宅した際に快適に休憩でき、一時帰宅した町民同士が交流できる場を早期に町内につくる

新産業創出ゾーン

「復興産業拠点の整備」

- 避難指示解除準備区域のうち、海岸堤防の整備により津波リスクが少なくなるエリアを対象として、廃炉・除染・インフラ復旧作業の効率化を図るため、作業関連事業所、資機材・車両基地、作業員等の食事・休憩施設（福利厚生施設）等を先行して誘致します。
- 廃炉に関わる技術者等の育成を図る研修（教習）施設を誘致します。
- 国がまとめた「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会報告書（平成26年6月）」を具体化する拠点として、廃炉・ロボットの研究開発施設や産学連携施設（大学のサテライトキャンパス等）、関連企業等の誘致を行い、廃炉・研究開発・新産業（エネルギー関連産業等）の集積地を目指します。
- 就業者を対象とした商業・関連生活サービス（小売、飲食、清掃等）を担う事業者の立地環境を整備します。
- 町内事業者の事業再開・新事業進出等を支援します。
- 技術者・研究者等を対象とした寮・宿泊施設等の立地を図ります。

「アーカイブセンターの設置」

- 原発事故のアーカイブセンター（原発事故の記憶・記録・教訓等を資料や映像として保管し、展示・公開等を行う施設）を誘致します。

「産業交流センターの整備」

- 新たな産業・雇用の場の付加価値を向上し施設立地を促進するため、ゾーンの中心に、研究者や企業、大学等の交流を促すコンベンション施設や情報発信施設、共同研究施設、貸研究室等を確保した産業交流センターを整備します。産業交流センターは、研究者や就業者の様々な活動をサポートする拠点として、食堂・売店・休憩施設・診療所等の福利厚生機能も兼ね備えたものとなります。

産業交流センターイメージ



「町民の一時滞在支援機能の充実」

- 産業交流センターを町民の一時帰宅の際の滞在・交流施設等としても活用し、快適に一時帰宅できる環境を整備します。
- ※町民が一時帰宅した際に快適に休憩できる環境は、センターの整備に先立ち、既存の公共施設や福利厚生施設の活用も念頭に置いて早期の整備を図りながら、拠点の整備に応じて、機能の充実を図っていきます。

●関連する主な委員会意見

【町の核】

- ・商業施設、病院、金融機関などが一箇所にあり、近くに公園や憩いの場があるまちをつくる
- ・復興公営住宅を中心として、商業施設、老人が相互に助け合える共同生活の場をつくる
- ・医療、介護施設を充実させる
- ・生活インフラの確保が必要
- ・コミュニティの場づくりをする
- ・新しい人、事業者を受け入れる体制、意識を持つ必要がある
- ・景観に配慮したまちづくりを行う
- ・駅の東西の連携を図れるようにする
- ・中間貯蔵施設ができると自宅がなくなってしまう。そういう自分が帰れる場がほしい

【教育】

- ・双葉町の学校を再開する
- ・中高一貫校のシステムを活用する

【きずな・コミュニティ】

- ・分散している町民が全国から集まれる場所をつくる
- ・筑波研究学園都市のような新旧が交じり合うまちづくりに取り組む

新市街地ゾーン

「双葉駅西口中心核の整備」

- 新たな生活の場における住民等の利便性を考慮すると、行政・保健・医療・福祉・商業・交流施設等は一定の場所に集約して確保することが有効です。
- このため、公共交通の利便性やまとまった用地の確保等を考慮し、双葉駅西口駅前を中心としたエリアに、診療所、高齢者福祉施設、スーパー、飲食店、町内外の町民が交流・滞在できる施設等を確保した中心核（シビックコア）を整備します。
- 双葉駅西口について、復興シンボル軸となる基幹道路など周辺の道路整備とあわせた、バス発着場を備える西口駅前広場の整備や、従前の駅前である東口との連携を強化（例：駅舎の橋上化の検討）し、利便性の向上を図ります。

双葉駅西口中心核イメージ



「住宅団地の整備」

- 復興拠点へ帰還を希望する町民及び新しい町民として住みたくする住宅団地を整備します。
- 双葉駅西口中心核の周辺には、災害公営住宅や公的賃貸住宅の整備を行います。
- また、地震・津波によって自宅を失った方、公共事業のために自宅を収用された方、復興拠点の外に自宅のある方を含めて、復興拠点への帰還を希望する町民を対象として優良な分譲住宅地を整備します。
- この住宅地には、新たな産業に従事する技術者・研究者等の新たな町民の定住もあわせて誘導します。

住宅団地イメージ



「教育施設の再整備」

- 住宅の整備状況等を踏まえながら、町立幼小中学校の再整備を行います。
- 「まちなか再生ゾーン」にある双葉高校の再開を県に働きかけます。

「潤いのある街の整備」

- 居住者の利便性や住環境を考慮し、街区公園や近隣公園等を適宜配置します。
- 周辺の自然景観と調和した双葉町らしい街並みを形成します。

●関連する主な委員会意見

【シンボル】

- ・町の風景の復活が必要

【きずな・コミュニティ】

- ・祭りやイベントを開催する

【歴史・伝統・文化】

- ・町の記念館や資料館（実演・体験型施設等）をつくる
- ・町の伝統文化を次の世代に引き継いでいく場所がほしい

まちなか再生ゾーン

「ふるさと通りの再生」

○宿場町からの古い歴史を有する商店街が形成されていた通りを活かして、歴史のある建造物の保存・再建を図りながら、沿道に神社や趣のある商店、蔵のあるお屋敷等の再建や、建物の外観を工夫した公営住宅等の整備を図ることにより、古き良き双葉町の街並みを再生します。再生した通りを活かして、ダルマ市などの祭りを町で再開します。

ふるさと通りイメージ



「既存中心市街地の再整備」

- 震災・避難により被害を受けた建物の解体撤去などを進め、土地区画整理事業などを実施しながら、街区の再整備を行い、帰還する町民や新住民を受け入れるための住宅整備（災害公営住宅や公的賃貸住宅の整備、空地の有効活用等）を図ります。
- 国道6号沿いにはガソリンスタンド、自動車整備工場、コンビニエンスストアなどのロードサイド型施設の再開・立地を図ります。

(5) 町内復興まちづくりの段階ごとの取組

町内での取組【復興着手期～】

●関連する主な委員会意見

【インフラ】

- ・水源（飲料水、工業用水、農業用水）の確保が必要
- ・下水処理施設を確保する

【まちづくりの手順】

- ・両竹・浜野地区から除染を始め、復興の足掛かりとしてほしい

【新たな産業】

- ・廃炉・除染を促進する施設・企業を誘致する
- ・まずは国策で産業を誘致する
- ・復興は若者の雇用の場の確保（企業誘致）から進める
- ・作業員等の癒しの場になる施設をつくる
- ・原子力発電所と対極にある自然エネルギー（太陽光発電）の基地づくりを浜野地区等で行う
- ・町内の事業者に対する再開支援・新事業への進出支援が必要

【農業】

- ・農業の再生・新しい農業を取り入れる

【安全・安心】

- ・早期に除染を行ってほしい
- ・中間貯蔵施設と除染の進め方が見えない
- ・帰還困難区域に対する取組があいまい
- ・津波が心配
- ・家屋の解体はいつできるのか
- ・町内には作業員もいるので、避難体制はつくっておくべき

【きずな・コミュニティ】

- ・共同墓地をつくってほしい
- ・町民が一時帰宅した際に快適に休憩でき、一時帰宅した町民同士が交流できる場を早期に町内に作る

【歴史・伝統・文化・風景】

- ・埋蔵文化財の整理・記録を行う必要がある
- ・海浜公園をつくってほしい
- ・浜野・両竹にフラワーロードをつくってほしい

まちづくり方針項目

●生活・産業を支えるインフラの整備

- ・町内での活動を再開するために必要な道路、上下水道、電気・通信等のインフラを復旧・整備します。

●復興を牽引する新たな産業の創出

- ・できるだけ早く町民の皆さんに町の復興を目に見える形で示していくため、現時点において早期の土地利用が可能と考えられる避難指示解除準備区域の津波被災リスクが少ないエリアに町の復興の足掛かりとなる「復興産業拠点」を整備します。
- ・避難指示解除準備区域の農地を活用し、農地の荒廃防止・当面の有効活用方策のモデルとして、太陽光発電に関する動向を見極めながら大規模太陽光発電基地等を誘致します。

●既存産業の再生

- ・農業の再生に向け、植物工場等の立地検討を進めます。

●津波災害への備え

- ・復興産業拠点等において町内での活動が再開されるにあたり、海岸堤防の復旧・整備や海岸防災林の整備を進めます。

●暮らしの安全対策

- ・除染の実施や放射線量のモニタリングと情報提供、荒廃家屋等の解体・撤去の実施等を進めます。

●双葉町とのつながりの維持

- ・既存の公共施設や福利厚生施設を活用した一時帰宅の休憩施設の整備や一時帰宅の改善、墓参環境の整備を進めます。

●ふるさとへの思いや良さの継承

- ・共同墓地の整備等、文化財の保存・管理・記録、農地等の荒廃防止策など、ふるさとへの思いや良さを継承する取組を進めます。

●双葉町の記憶を伝える・津波災害への備え

- ・地震・津波・原発災害の復興の過程を広く国民・県民へ周知するとともに、双葉海岸の風景を再生し、将来にわたって多くの人々が町に来訪する仕組みづくりとして、また、将来の津波被害の軽減を図るため、復興祈念公園を整備します。

取組項目

・インフラの復旧・整備	・復興インターチェンジの設置 ・復興シンボル軸となる基幹道路の整備 ・復興拠点内の生活道路の復旧・避難道路の整備 ・上下水道機能（井戸・合併浄化槽の活用を含む）の回復 ・電気・通信の復旧
・復興産業拠点の整備（産業団地の造成等）	・廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の誘致 こうした事業に従事する町内事業者の再開・新事業進出への支援 ・廃炉に関わる先導的な研究機関の誘致 ・廃炉に関わる技術者の養成・研修施設の誘致 ・就業者のための福利厚生施設の誘致・整備
・大規模太陽光発電基地等の誘致	
・植物工場等の立地検討	
・海岸堤防の復旧・整備 ※福島県による1mの嵩上げを予定	
・海岸防災林の整備	
・復興拠点内の除染の実施	
・放射線量のモニタリングと情報提供	
・所有者の同意を前提とした荒廃家屋等の解体・撤去の実施	
・福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保	
・災害・事故時の避難情報の伝達手段の確保	
・町内における防犯・防火対策	
・一時帰宅支援	・既存の公共施設や福利厚生施設を活用した一時帰宅の休憩施設の整備 ・一時帰宅の継続的な改善要望 ・墓参環境の継続的な整備
・共同墓地の整備	
・町内における文化財の保存・管理・記録	
・農地等の荒廃防止対策の実施	
・津波被災地の海岸部に、国営・県営の復興祈念施設（公園）を誘致	

町内での取組【復興先行期～】

●関連する主な委員会意見

【新たな産業】

- ・他にはない新たな技術を使った産業が必要
- ・双葉でしかできない研究を行う

【産学連携】

- ・国際産学連携拠点を整備する
- ・世界に発信する情報発信拠点を整備する
- ・産業施設に宿泊施設や体験型施設を併設する
- ・世界から視察・研修に来る仕組みをつくる
- ・作業員等の癒しの場になる施設をつくる

【原子力事故の教訓の伝承】

- ・原子力の歴史を映像で見ることができる施設をつくる
- ・原発事故の歴史を継承し、全世界に発信する施設をつくる

【雇用の場】

- ・企業を誘致して雇用を生み出す必要がある
- ・将来の子どもたちも双葉町に働きに来るようにすることが理想

【生活関連サービス】

- ・企業立地を先行して進めて、周辺産業（商業、サービス業等）が自然と集まるようにするのがよいのではないか

【農業等】

- ・花卉栽培を再開する
- ・農業系研究所の誘致
- ・農業の再生のために、新しい農業を取り入れる
- ・新しい農業技術、地上での養殖といった技術も取り入れる

まちづくり方針項目

●生活・産業を支えるインフラの整備

- ・復興産業拠点内の施設・企業立地を促進するため、ＪＲ常磐線の運行再開や就業者のための交通手段の確保を図ります。

●復興を牽引する新たな産業の創出

- ・町の復興を牽引する新たな産業を創出するため、国や県等と協力し、廃炉やロボット開発等に関わる研究開発機関・関連企業や国際産学連携拠点の誘致等を行い、復興産業拠点の発展に向けた取組を進めます。
- ・復興産業拠点には、地震・津波・原発災害の記憶を風化させないためのアーカイブセンターや産業交流センターを設置し、多くの人々が町に来訪し、交流できる環境を整備します。

●魅力的な雇用の場の確保、既存産業の再生

- ・施設立地が進むことによる昼間人口の増加に伴い、周辺の事業所再開や商業・生活関連サービスの立地支援を図り、継続的な雇用を生み出す魅力的な雇用の場を確保します。

●既存産業の再生

- ・花卉栽培等の再開や復興産業拠点と連携した農業関係の試験・研究機関の誘致、新たな農業のモデル事業の誘致等、農業再生モデル事業を展開します。

●双葉町とのつながりの維持

- ・就業者等の福利厚生機能を兼ね備えた産業交流センターを活用し、町民の一時帰宅や墓参の際の休憩等に利用できる一時滞在支援施設機能の充実を図ります。

取組項目	
------	--

- | | |
|---|--------------------|
| ▶ | ・ J R常磐線の運行再開 |
| | ・ 就業者の交通手段の確保（バス等） |

- | | | |
|---|--------------------|---|
| ▶ | ・ 復興産業拠点の
発展・拡張 | ・ 廃炉やロボット開発、新エネルギー等に関わる研究開発機関・関連企業のさらなる誘致 |
| | | ・ 国際産学連携拠点の誘致 |
| | | ・ 地震・津波・原発事故のアーカイブセンターの設置 |
| | | ・ 産業交流センター（研修・福利厚生センター）の設置 |

- | | |
|---|--|
| ▶ | ・ 就業者を対象とした商業・生活関連サービス事業所の再開・立地支援
特に、町内事業者の再開・新事業進出への支援 |
|---|--|

- | | | |
|---|--------------------|-------------------|
| ▶ | ・ 農業再生モデル
事業の実施 | ・ 花卉栽培等の再開 |
| | | ・ 農業関係の試験・研究機関の誘致 |
| | | ・ 新たな農業のモデル事業の誘致 |

- | | |
|---|---------------------------------|
| ▶ | ・ 産業交流センターを活用した町民の一時滞在支援施設機能の充実 |
|---|---------------------------------|

町内での取組【本格復興期～】

●関連する主な委員会意見

【インフラ】

- ・水源（飲料水、工業用水、農業用水）を確保する
- ・下水処理施設を確保する

【町の核】

- ・商業施設、病院、金融機関などが一箇所にあり、近くに公園や憩いの場があるまちをつくる
- ・復興公営住宅を中心として、商業施設、老人が相互に助け合える共同生活の場をつくる
- ・医療、介護施設を充実させる
- ・24 時間の託児所を設置してほしい
- ・新しい人、事業者を受け入れる体制、意識を持つ必要がある

【きずな・コミュニティ】

- ・町の風景を再現しきずなを強める
- ・近くに公園や憩いの場があるまちをつくる

まちづくり方針項目

●生活・産業を支えるインフラの整備

- ・町内での生活再開に必要なインフラの復旧、公共交通の再開・確保に向けた取組を進めます。

●新たな生活の場の確保

- ・公共交通の利便性が高い地域を中心に行政・医療・福祉・教育・文化・商業施設等や新興住宅地を集約して確保したコンパクトな街を新たに整備します。

●既存中心市街地の再生

- ・既存中心市街地の歴史のある建物の再建、空き地・空き家の活用、商店の再開等の取組を推進し、ふるさと感じる場として既存中心市街地の再生を図ります。

●暮らしの安全対策

- ・避難指示解除に向け、町内復興拠点外の除染の実施、健康管理体制の構築等、暮らしの安全対策を講じます。

取組項目

・インフラの復旧	・生活道路の完全復旧
	・上下水道の再整備
	・電気・通信の完全復旧
	・ゴミ収集の本格再開
・公共交通の再開	・バス再開に備えた双葉駅前広場の整備

・生活関連サービスの確保	・公共施設（役場等）の再整備、警察・消防機能の完全回復
	・医療・福祉施設の再整備
	・郵便局・金融機関の再開
	・商業施設の再整備
	・教育施設（幼小中学校・高校）の再整備
・公営住宅・公的賃貸住宅の整備	
・宅地の分譲	

・歴史のある建物の再建
・空地等を活用した公営住宅・公的賃貸住宅の整備
・町内における事業所の再開支援

・町内復興拠点外の除染の実施
・健康管理体制の構築

町内での取組【町再興期～】

●関連する主な委員会意見

【町の核】

- ・新しい人、事業者を受け入れる体制、意識を持つ必要がある

【きずな・コミュニティ】

- ・町内で祭りやイベントを開催する
- ・交流人口を増やすための施設をつくる

【歴史・伝統・文化】

- ・町の記念館や資料館（実演・体験型施設等）をつくる
- ・町の伝統文化を次の世代に引き継いでいく場所がほしい

【シンボル】

- ・双葉町内にもシンボルを残したい

【教育】

- ・双葉町内の学校を再開する
- ・廃炉、国際原子力に係る人材育成のための高等教育機関を誘致する
- ・英語教育の充実、IT を活用した教育を行う
- ・中高一貫校のシステムの活用
- ・奨学金や学費免除の制度を設けて、学生を全国から集める

【既存産業】

- ・農業の6次産業化を図る
- ・農業の風評被害対策が必要
- ・観光施設（海を使ったレジャー施設、バラ園等）、宿泊施設をつくり観光業を再生する

まちづくり方針項目

●生活・産業を支えるインフラの整備

- ・路線バス・コミュニティバスの新設等、町内での活動をより快適に行うために必要な取組を進めます。

●新たな生活の場の確保

- ・避難先と町内の二地域居住に対する支援や新たな町民の定住促進等、町内で安心して快適に生活できる環境を整備します。

●既存中心市街地の再生

- ・既存中心市街地においてだるま市等を再開する等、双葉町の伝統・文化を町内で再開する取組を進めます。

●交流の促進

- ・町内外の町民が集まることができる交流施設や健康増進施設等の整備により、双葉町にゆかりのある人が広く集まり交流できる場を確保します。

●双葉町の記憶の伝承

- ・歴史民俗資料館の復旧・整備等、双葉町の記憶を伝える場の確保を図ります。

●町の復興のシンボルづくり

- ・町のシンボルとなるモニュメントの設置等を進めます。

●高度な教育環境の整備

- ・若い世代の帰還に合わせて、学校の再開や研究機関・大学等と連携した高度な教育施設の整備・誘致等を図ります。

●既存産業の再生

- ・農業の6次産業化や風評被害対策等を推進します。
- ・観光施設の整備・再開等を推進し、町に多くの人々を呼び込むことにより、観光業を再生します。

取組項目

・公共交通の確保

- ・JR常磐線の複線化・高速化等高速交通網の充実
- ・路線バス・コミュニティバスの新設

・帰還を希望される方の新たな生活の場への誘導

- ・避難先と町内の二地域居住者に対する支援（移動支援等）
- ・新たな町民の定住促進
- ・外国人研究者等の受入に配慮した生活環境の整備

・町内における祭り（ダルマ市等）の再開

・町民交流施設の整備

- ・健康増進施設の整備
- ・新たな娯楽・観光施設の整備

・歴史民俗資料館の整備

・シンボルマーク・モニュメントの設置

・学校の再開（教育プログラムの充実）

- ・高等教育施設（大学のサテライトキャンパス等）の誘致
- ・研究機関・大学等と連携した高度教育の推進

・農業の再開

- ・農業再開のための本格的な基盤整備
- ・6次産業化等の推進
- ・農作物などに対する風評被害対策の推進

・観光業の再生

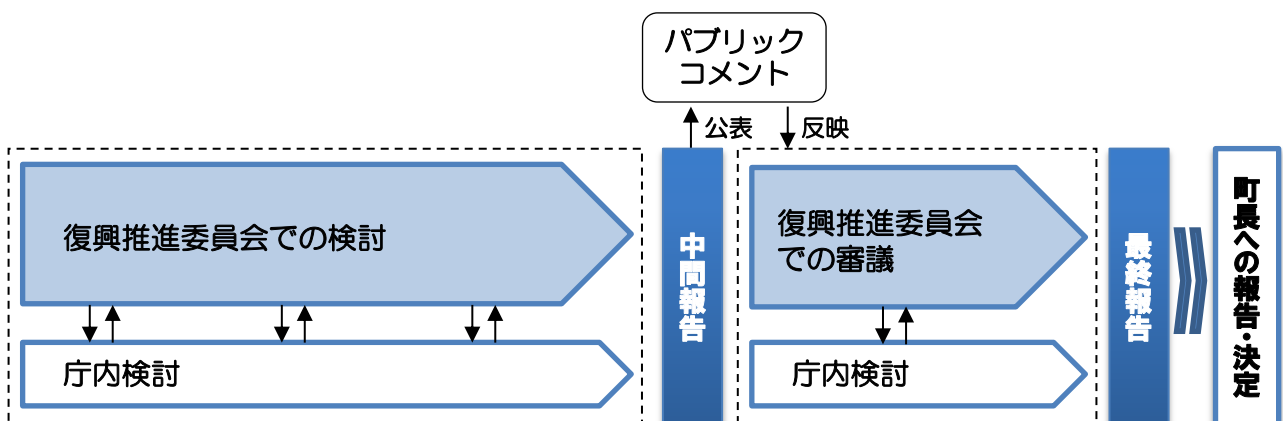
IV 今後の長期ビジョン策定の進め方

この復興まちづくり長期ビジョン中間報告は、町長へ提出された後、町民に対する意見公募（パブリックコメント）に付され、広く町民の意見を募り、その結果を復興推進委員会において審議し、その上で、平成 26 年度中に最終報告を町長へ提出します。

双葉町復興まちづくり長期ビジョンの内容の一層の充実を図るため、町民の皆さんからの多くのご意見をお待ちしております。

また、先行した整備が期待される両竹・浜野地区については、双葉町復興推進委員会に設置した津波被災地域復興小委員会（両竹・浜野地区の住民 7 名及び学識経験者 2 名の計 9 名の委員で構成）において、この中間報告を踏まえて具其他的な土地利用計画の検討が行われており、長期ビジョンと並行して、地区住民の皆さんのご意見をお聞きし、両竹・浜野地区を対象とした計画を別途とりまとめる予定です。

■長期ビジョンの策定手順



(参考資料)双葉町復興推進委員会(第2期)の開催経緯

平成25年度は第1期として、町民のきずなの維持・発展、双葉町外拠点におけるコミュニティ形成、町民一人一人の生活再建について審議し、平成26年2月に第1期提言書を提出しました。

平成26年度のこれまでの開催経緯は、以下のとおりです。

(平成) 年	月	日	内 容
26年	4月	21日	第6回双葉町復興推進委員会 ●双葉町復興まちづくり計画(第一次)に基づく事業計画(実施計画)について ●復興公営住宅の整備状況について ●第2期の審議の進め方について
26年	5月	29日	第7回双葉町復興推進委員会 ●座談会(ワークショップ) テーマ：町民の今後の暮らしと町の復興について ●座談会(ワークショップ)のグループ成果の発表と全体討議
26年	6月	26日	第8回双葉町復興推進委員会 ●座談会(ワークショップ) テーマ：双葉町の将来像について ●座談会(ワークショップ)のグループ成果の発表と全体討議
26年	7月	23日	第9回双葉町復興推進委員会 ●座談会(ワークショップ) テーマ1：将来にわたって残す双葉町 テーマ2：新たな街の核・シンボルづくり テーマ3：町の復興を牽引する新たな産業の誘致 テーマ4：次代の双葉町を担う人材の育成 ●座談会(ワークショップ)のグループ成果の発表と全体討議
26年	9月	29日	第10回双葉町復興推進委員会 ●大熊・双葉ふるさと復興構想について ●座談会を踏まえた、長期ビジョンの基本的な考え方等について
26年	10月	9日	第11回双葉町復興推進委員会 ●双葉町の復興の絵姿について
26年	10月	27日	第12回双葉町復興推進委員会 ●双葉町復興まちづくり長期ビジョンの中間報告について

(参考資料)双葉町復興推進委員会委員名簿

番号	区 分	氏 名	備 考
1	主に商工業分野に経験・知見を有する方	伊 藤 哲 雄	副 委 員 長
2	〃	岩 本 千 夏	
3	〃	木 藤 喜 幸	
4	〃	相 楽 比 呂 紀	
5	〃	福 田 一 治	
6	主に農業分野に経験・知見を有する方	石 田 恵 美	
7	〃	小 川 貴 永	
8	〃	谷 充	
9	主に医療福祉分野に経験・知見を有する方	岩 元 善 一	
10	〃	大 橋 正 子	
11	〃	高 野 陽 子	副 委 員 長
12	〃	田 中 勝 弘	
13	〃	福 田 英 子	
14	〃	横 山 敦 子	

番号	区 分		氏 名	備 考
15	主に教育分野に経験・知見を有する方		岡 村 隆 夫	
16	"		小 畑 明 美	
17	"		中 谷 博 子	
18	"		松 本 浩 一	
19	"		山 本 眞 理 子	
20	自治会活動に従事されている方		岡 田 常 雄	
21	"		川 原 光 義	
22	"		高 田 秀 文	
23	津 波 被 災 地 域 の 方		齊 藤 六 郎	津波被災地域会 復興小委員長
24	"		菅 本 洋	津波被災地域会 復興小委員長
25	学識経験者	福島工業高等専門学校 コミュニケーション情報学科教授	芥 川 一 則	
26	"	東京大学大学院工学系研究科 建築学専攻教授	大 月 敏 雄	
27	"	福 島 大 学 行政政策学類准教授	丹 波 史 紀	
28	"	日 本 大 学 工 学 部 土木工学科教授	長 林 久 夫	津波被災地域会 復興委員
29	"	県立広島大学名誉教授 福島大学うつくしまふくしま未 来支援センター特任研究員	間 野 博	委 員 長



（問い合わせ先）双葉町 いわき事務所 復興推進課 復興推進係

〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目19-4

電話：0246-84-5200（代表） FAX：0246-84-5212